

外部連携サービス利用規定

本規定は、株式会社静岡銀行（以下、「当行」といいます。）と外部連携サービス（第1条に定義します。）を利用するお客さまとの間で、適用するものです。

1. 外部連携サービスについて

（1）外部連携サービスとは

- ① 外部連携サービスとは、当行が契約を締結した外部のサービス提供事業者（以下、「事業者」といいます。）が、当行が提供する API（Application Programming Interface の略で、アプリケーション同士を連携させるための接続仕様・ルールを指します。以下同じ。）を介して、当行のシステムに接続し、お客さまの依頼に基づき、当行所定のデータ連携機能を利用することを可能とするものです。
- ② 次の各号に掲げる当行が提供するサービスを契約されているお客さまは、事業者との間で、事業者が提供するサービス（以下、「事業者サービス」といいます。）の利用に係る契約を締結することにより、事業者サービスを通じて、お客さまにおいて当行所定のデータ連携機能を利用することができます。

A. しずぎんダイレクトバンキングサービス

B. しずぎん WebWallet サービス

（2）外部連携サービスで利用可能な機能

外部連携サービスにて利用することができる機能は、当行所定の機能に限られるものとし、また事業者サービスによっても利用できる機能は異なる場合があります。

（3）事業者との契約

お客さまは、外部連携サービスを利用するにあたり、事業者と契約することが必要となります。事業者との契約は、お客さまご自身の責任において行うものとします。

（4）各規定の適用

- ① 外部連携サービスにより提供される場合であっても、当行のサービスには、当行が定めるしずぎんダイレクトバンキングサービス利用規定またはしずぎん WebWallet サービス規定を適用します。
- ② 前項の各規定に定めがない事項については、当行が定める普通預金規定その他の関連諸規定を適用し、または準用するものとします。
- ③ 本規定と前二項の諸規定との間に齟齬がある場合には、外部連携サービスに関しては、本規定が優先されるものとします。

2. 利用手数料

外部連携サービスの利用にあたっては、利用手数料は発生しません。なお、事業者サービスを利用するにあたっては、事業者に対して料金の支払いが必要になる場合があります。

3. 外部連携サービスの利用

(1) 外部連携サービスの利用開始

外部連携サービスの利用開始にあたっては、事業者ごとに、事業者サービス経由でしずぎんダイレクトバンキングサービス利用規定またはしずぎん WebWallet サービス規定に定める本人確認を受け、利用登録を行う必要があります。また、ご利用から当行が定める所定の期間を超えた場合には、再度本人確認および利用登録が必要となる場合があります。

(2) お客さまの情報の連携

前項の本人確認および利用登録が完了した時、当行は事業者に対し、当行と事業者のアプリケーションを連携するための認証情報を保持した認可証(以下、「トークン」といいます。)を発行します。トークンの発行後、当行は、事業者から送信を受けるトークンをもって本人確認を行うこととし、当行は当該本人確認をもって、お客さまの情報を事業者と連携することについて、お客さまからの指示があったものとみなします。

(3) 認証情報の管理

- ① 事業者サービスの利用に必要となる ID・パスワードその他の認証情報がある場合、当該認証情報はお客さまの責任で厳重に管理し、他人に教えたり、紛失・盗難に遭わないよう十分注意するものとします。
- ② 本条第1項および第2項の方法による本人確認を行ったうえで取引をした場合、事業者サービスの利用に必要となる ID・パスワードその他の認証情報につき不正使用その他の事故があっても当行は当該取引を有効なものとして取り扱うものとし、万一これによってお客さまに損害が生じた場合でも、当行は、当行に故意または過失のある場合を除き責任を負いません。

(4) セキュリティレベル

お客さまは、事業者サービス経由で外部連携サービスをご利用いただく場合、当該事業者のセキュリティレベルでのご利用となることを了承します。

(5) 事業者の情報開示

- ① 外部連携サービスの利用にあたり、次の各号に該当する事象が発生した場合は、当行は、事業者と連携して情報収集にあたるため、必要に応じ、口座情報およびその他のお客さまの情報を事業者に対し、開示することができるものとします。
 - A. お客さまの情報が流出・漏洩した場合、またはそのおそれがある場合
 - B. 不正利用が発生した場合、またはそのおそれがある場合

- ② 当行が事業者が開示した情報は、事業者によって管理されるものとし、事業者による管理不十分、使用上の過誤、不正使用等により発生した損害または損失については、事業者が責任を負うものとし、当行は一切の責任を負いません。

(6) 各種リスク

外部連携サービスの利用には、次に該当する事象によってお客さまに損害が生じるリスクがあります。お客さまは、かかるリスクを十分に理解し、同意したうえで、外部連携サービスを利用するものとします。

- ① 事業者がお客さまの本人確認に使用する認証情報または当行と事業者との間で使用されるトークンが流出、漏洩もしくは偽造され、事業者もしくは当行のシステムが不正にアクセスされ、または事業者のシステム障害等によりお客さまの情報の流出、不正使用等が生じる場合
- ② 事業者の責めに帰すべき事由（内部役職員の不正行為、システム管理の不備、利用者保護態勢の不備等を含みますが、これらに限りません。）やその他の事由により事業者のサービス機能停止やお客さまの情報の流出、不正使用等が生じる場合

4. 外部連携サービスの変更・取り止め

- (1) 外部連携サービスの変更・取り止めを希望されるお客さまは、事業者が定める所定の方法により申し込むものとします。
- (2) 当行は、変更・取り止めのためにお客さまに発生した損害について一切の責任を負いません。

5. 提供情報

外部連携サービスで提供される情報は、お客さまの照会操作時点で当行のシステム上提供可能なものに限られ、必ずしも最新の情報あるいはすべての情報を反映したものと限りません。

6. 免責事項

- (1) 当行は、外部連携サービスに関し、API を用いて事業者サービスとの連携が常時適切に行われること、お客さまの利用目的に適合すること、連携結果が正確性、適格性、信頼性、適時性を有すること、事業者のシステム管理態勢その他のセキュリティレベル、顧客保護態勢、信用性等が十分であることの保証を行うものではありません。
- (2) 事業者サービスについては、事業者がお客さまとの間で締結した事業者サービスの利用に係る契約に従い、事業者が責任を負います。事業者サービスに起因してお客さまに発生したすべての損害について、当行は一切の責任を負いません。

- (3) 当行は、事業者から送信を受けたトークンをもって本人確認を行った場合には、万が一漏えい等によるトークンの不正使用その他の事故があったとしても、当行に故意または過失のある場合を除き、これによる損害について一切の責任を負いません。

7. サービスの休止

当行は、システムの定期的な保守点検、安全性の維持・向上、外部連携サービスに関する技術上の理由、その他当行が必要と認める事由がある場合は、お客さまに事前に通知することなく、外部連携サービスを一時的に制限、または休止することができます。これらに起因してお客さまに発生した損害については、当行は責任を負いません。

8. サービスの廃止

当行は、外部連携サービスの全部または一部について、お客さまに通知することなく廃止する場合があります。また、サービス廃止時には、本規定を変更する場合があります。

9. 譲渡・質入れ等の禁止

外部連携サービスに基づくお客さまの権利は、第三者への貸与を含め譲渡、質入れ等はできません。

10. 外部連携サービスの内容または本規定の変更

当行は、外部連携サービスおよび本規定の内容を変更できます。この場合、変更後の規定の内容およびその効力発生時期を当行ホームページ等に掲載するものとします。

以 上

(2024 年 10 月 21 日現在)